

医事業務委託事業者選考審査会実施要綱

1. 趣旨

医事業務委託（令和4年10月から令和7年9月）を実施する事業者を選考するにあたり、最も優れた提案者を優先交渉権者として選出するため必要な事項を定める。

2. 提案書及び見積書等の提出

別に定める募集要項に基づく提案書、見積書及び財務諸表を選考対象業者に提出を求める。

3. 評価基準

別紙詳細項目の実現可能性を踏まえ、書類審査および口頭審査にて係数と評価の積算で採点する。評価は、非常に優れている「5」、優れている「4」、普通「3」、やや劣る「2」、劣る「1」とする。

	評価項目	評価方法	係数	評価	配点
1	医事業務に関する基本的事項	書面審査および口頭審査	2	5段階 評価	10
2	円滑な業務遂行		6		30
3	従業員の育成（研修・教育）		3		15
4	業務実績・経営安定性		3		15
5	提案		4		20
6	見積書	最低価格を満点とし、次順位以下は乖離により評価	-		10
合計			100点		

4. 口頭審査について

(ア) 開催日時 令和4年6月29日（水）午後5時以降

(イ) 場所 宝塚市立病院 3階 講堂

(ウ) 選考者 宝塚市立病院医事業務委託事業者選考審査会（以下、「審査会」とする）

(エ) プレゼンテーション

提案書など応募者が提出した書類等に関して、応募事業者はプレゼンテーションを行う。1事業者あたり15分以内の発表とし、発表後は25分以内の質疑応答時間を設ける。参加人数は説明者および補助者の合計6名以内とする。うち、1名は契約締結後の現場責任予定者の参加を必須とする。

(オ) 採点と通知

プレゼンテーション終了後、当審査会にて評価基準に基づいた採点の上、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者は最も高得点のものとする。次に高得点の者を次点交渉権者とする。1位得点者のものが複数あるときは、見積書の評価を除く得点合計が最も高得点のものを優先交渉権者とする。見積書の評価を除く得点合計がなお同得点であれば、委員の多数決をもって優先交渉権者とする。委員の多数決をもつてなお決定できない場合は、主宰者がこれを決定する。優先交渉権者には速やかに通知する。なお、総合得点が全体の6割未満の場合は、交渉権者とししない。その結果、交渉権者がいない場合は、再募集も含めて改めて審査会で検討する。

(カ) その他

当要綱に規定していないことが発生した場合は、選考審査会で協議の上決定する。